

三重県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

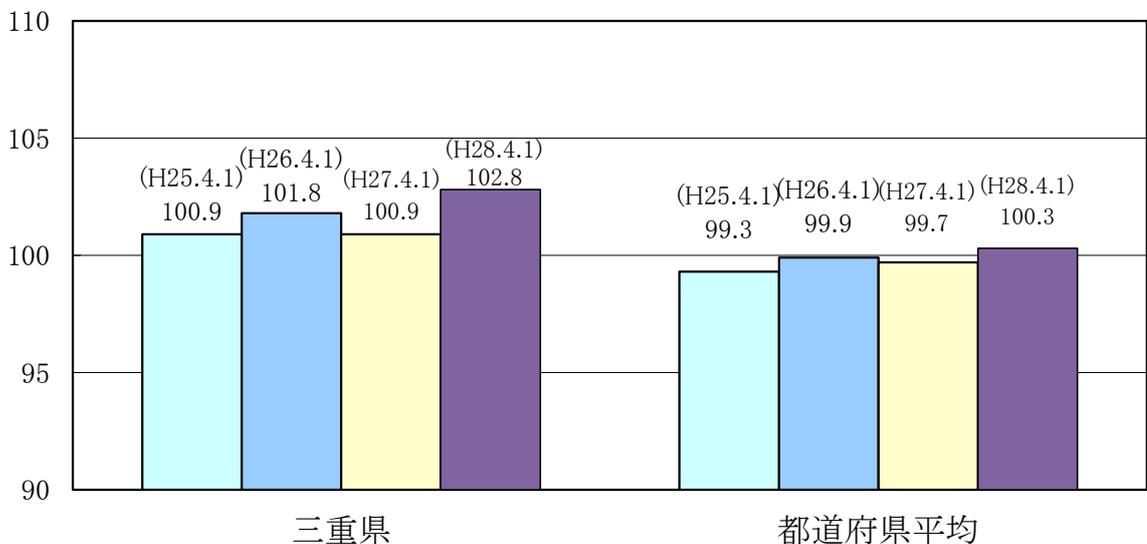
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 26年度の人件费率
27年度	人 1,850,028	千円 674,998,016	千円 3,489,767	千円 221,087,672	% 32.8	% 33.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 22,194	千円 100,858,660	千円 21,032,283	千円 39,632,148	千円 161,523,091	千円 7,278	千円 7,153

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(主な理由) 昇給日が異なる（国1月1日、県4月1日）ことに加え、H18給与構造改革による現給保障の経過措置中であるため。
 (改善の見込み) 現給保障の経過措置を廃止します。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	393,383 円	393,160 円	223 (0.06%) 円	0.00 %	0.00 %	0.17 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	4.31 月	4.20 月	0.11 月	0.10 月	4.30 月	4.30 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.7%引下げ、高齢層については、最大4.7%引下げました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

新給料表への円滑な移行のための経過措置として、新たに受ける給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に満たない場合、その差額を平成31年3月31日まで支給します。

また、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、激変緩和措置として、差額を次の割合で支給することとし、平成34年3月31日限りで廃止します。

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	差額の100分の75を支給
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	差額の100分の50を支給
平成33年4月1日から平成34年3月31日まで	差額の100分の25を支給

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準である鈴鹿市12%、四日市市10%、津市・桑名市・亀山市6%、名張市・伊賀市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町3%に対し、県内一律4.5%を支給します。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施します。

級地区分の新設(現行6区分)を行うとともに、支給割合を級地区分ごとに段階的に引き上げることとし、平成27年4月1日時点の三重県内支給割合は4%、給与改定後は、平成27年4月1日に遡及し4.5%を支給します。

(参考)

級地	H26年度の支給割合	H27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
1級地(東京都特別区)	18%	18%	18.5%	20%
2級地(大阪市等)	15%・12%	15%・13%	15.5%・15%	16%
3級地(名古屋市等)	15%・12%・10%	15%・13%・11%	15%・14%・13%	15%
4級地(神戸市等)	12%・10%・6%	12%・10%・8%	12%・10.5%・10%	12%
5級地(京都市等)	10%・6%・3%	10%・7%・5%	10%・9%・7%	10%
6級地(仙台市等)	6%・3%・0%	6%・4%・2%	6%・5%・4%	6%
7級地(札幌市等)	3%・0%	3%・1%	3%・2%	3%
三重県内	4%	4%	4.5%	4.5%

③ その他の見直し内容

平成27年4月1日に、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	43.5 歳	347,163 円	450,412 円	387,667 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
都道府県平均	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	50.6 歳	334 人	351,193 円	409,230 円	380,944 円
うち用務員	52.8 歳	56 人	348,073 円	386,284 円	374,541 円
うち自動車運転手	54.0 歳	21 人	360,433 円	447,675 円	391,531 円
うち学校給食員	50.7 歳	16 人	354,544 円	393,245 円	376,895 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円
都道府県平均	52.0 歳	243 人	328,683 円	386,373 円	362,610 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三重県	—	—	—	—
うち用務員	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.93
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	60.0 歳	230,900 円	1.94
うち学校給食員	調理士	41.7 歳	258,800 円	1.52
区分	参考 年収ベース（試算値）の比較			C/D
	公務員 (C)	民間 (D)		
三重県	—	—	—	
うち用務員	6,307,204 円	2,732,900 円	2.31	
うち自動車運転手	7,029,506 円	2,957,000 円	2.38	
うち学校給食員	6,349,014 円	3,479,900 円	1.82	

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成25～27年の3ヶ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	45.3 歳	391,574 円	457,512 円
都道府県平均	44.8 歳	379,204 円	442,303 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	43.3 歳	373,773 円	427,461 円
都道府県平均	43.2 歳	364,549 円	421,596 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三重県	37.7 歳	325,906 円	470,795 円	364,678 円
国	41.3 歳	315,764 円	- 円	371,411 円
都道府県平均	38.5 歳	320,757 円	459,603 円	368,050 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	189,200 円	176,700 円
	高 校 卒	154,900 円	144,600 円
現業職	高 校 卒	154,900 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	210,600 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	210,600 円	-
警 察 職	大 学 卒	208,300 円	205,200 円
	高 校 卒	179,500 円	166,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	276,327 円	368,594 円	389,403 円	409,232 円
	高 校 卒	227,389 円	310,740 円	361,050 円	390,526 円
現業職	高 校 卒	該当者なし	309,100 円	350,344 円	368,120 円
高等学校教育職	大 学 卒	318,947 円	402,073 円	428,287 円	437,291 円
小・中学校教育職	大 学 卒	317,266 円	397,584 円	417,192 円	427,151 円
警 察 職	大 学 卒	294,008 円	390,221 円	407,667 円	417,875 円
	高 校 卒	266,047 円	355,622 円	381,207 円	406,531 円

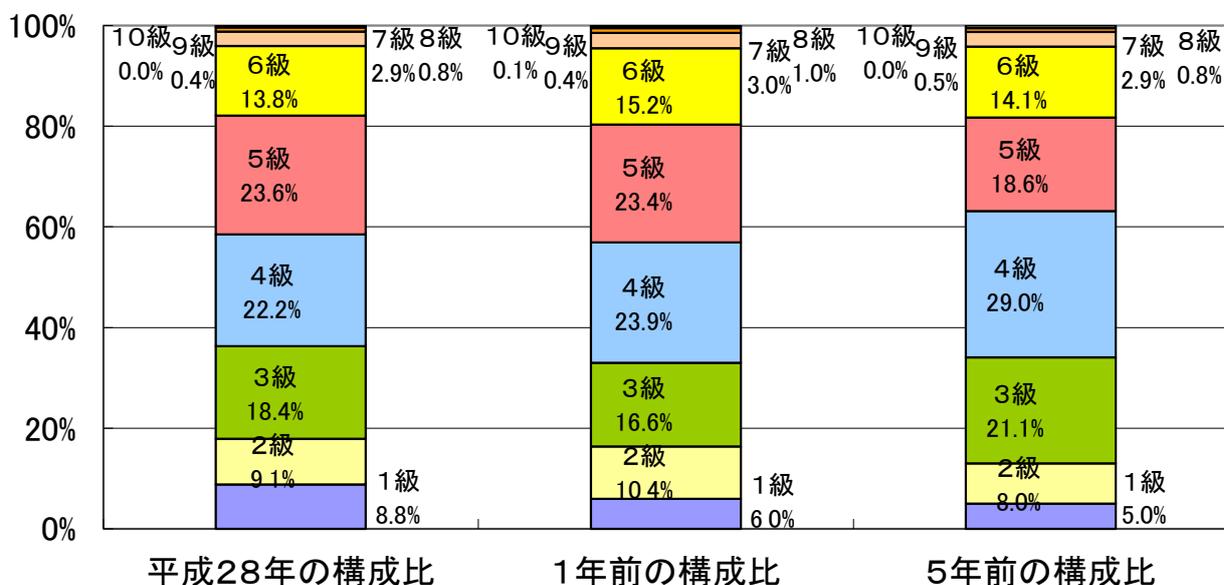
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	474人	8.8%	146,000円	252,000円
2級	主事、技師	485人	9.1%	196,100円	308,900円
3級	主査、主任	986人	18.4%	232,300円	354,700円
4級	主幹、主査	1,191人	22.2%	265,800円	385,700円
5級	班長、主幹	1,264人	23.6%	292,100円	397,700円
6級	課長、班長	740人	13.8%	322,900円	414,900円
7級	次長、課長	154人	2.9%	367,200円	449,600円
8級	副部長、次長	43人	0.8%	412,800円	473,300円
9級	部長、局長	21人	0.4%	463,100円	532,200円
10級	部長	1人	0.0%	526,400円	564,200円

(注) 1 三重県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況（平成28年4月1日実施状況）

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	三重県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用		○		
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

県		国	
1人当たり平均支給額 (27年度)		-	
1,656 千円			
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.75) 月分	(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25% 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25% 	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	三重県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,944 千円	23,696 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)			4,763,221 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)			215,015 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
一級地 (東京都特別区)	26 人	20.0 %	20.0 %
二級地 (大阪市等)	7 人	16.0 %	16.0 %
三級地 (名古屋市等)	4 人	15.0 %	15.0 %
四~六級地 (県内、その他県外)	22,078 人	3.0~12.0 %	3.0~12.0 %
医師	38 人	16.0 %	16.0 %
平均支給率			- %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			102.4 (102.8)

(注) 1 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、

地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)	1,381,943 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	159 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)	39.0 %		
手当の種類 (手当数)	33 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当の名称、主な支給対象職員及びその業務、支給単価については、三重県のホームページをご覧ください。			

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	4,353,566 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	522 千円
支給実績 (26年度決算)	4,264,589 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	512 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人については、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		2,365,519 千円	228,422 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	異なる	[借家] 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,340,209 千円	273,735 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額 367,600円	同じ		139,298 千円	2,360,983 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	異なる	[交通機関利用者] 最高 月額55,000円 [交通用具使用者] 距離に応じて月額2,000円～24,500円 (駐車場利用料金の支給あり)	2,435,873 千円	112,887 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額30,000円+加算額(配偶者等の住居との距離に応じて8,000円～58,000円)	同じ		121,081 千円	337,273 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	異なる	・行政職給料表 最高 月額 139,300円 (国と異なる区分あり)	1,452,344 千円	700,600 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		13,913 千円	448,806 円
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	同じ		2,983 千円	90,394 円

へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	—		48,708 千円	236,447 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に給料の10/100（管理職手当を受ける者にあつては8/100以内）を支給	—		111,364 千円	464,017 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に給料の6/100～10/100を支給	—		197,647 千円	454,361 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・最高 月額 8,000円	—		942,081 千円	61,877 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に給料の8/100を支給	—		29,686 千円	349,247 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,200円 (5時間未満 2,100円) ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき20,000円 (5時間未満 10,000円) ・常直 月額 21,000円 (勤務日数半月以下 10,500円)	同じ		497,490 千円	295,071 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		198,438 千円	172,405 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		636,919 千円	406,977 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,280,000 円
	副 知 事	1,010,000 円
報酬	議 長	1,020,000 円
	副 議 長	900,000 円
	議 員	830,000 円
期末手当	知 事	(28年度支給割合)
	副 知 事	4.10 月分
	議 長	(28年度支給割合)
	副 議 長 議 員	4.10 月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万円×在職月数×59/100 3,625.0万円 (任期毎)
	副 知 事	101万円×在職月数×39/100 1,890.7万円 (任期毎)

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

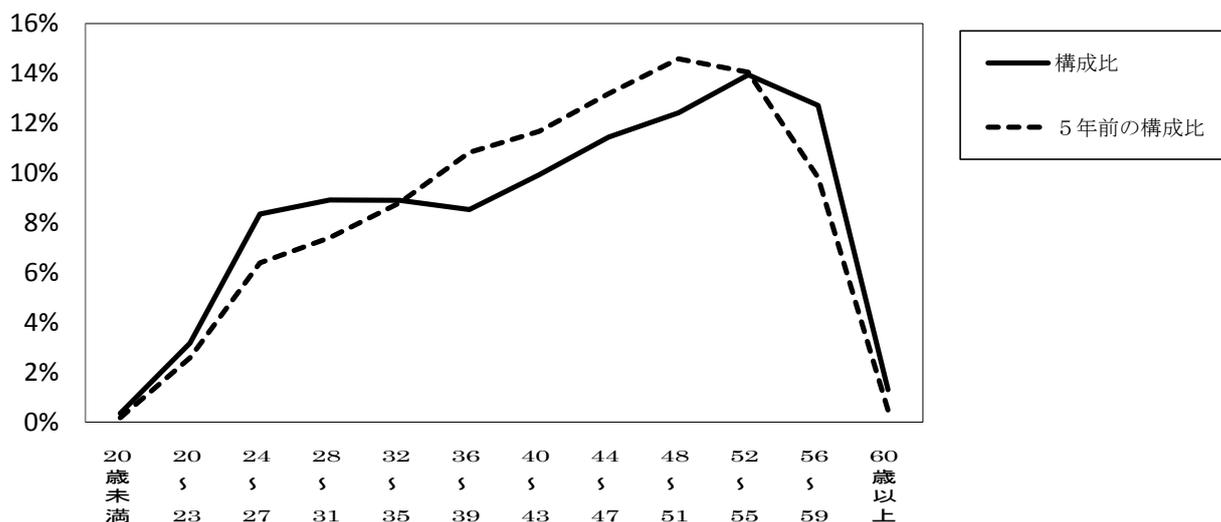
(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	39	39	0	○業務の見直し・効率化等による減 ○サミット対応、ポストサミットの展開、スポーツの推進、児童相談体制等の強化等による増
		総 務	887	846	41	
		税 務	235	239	△ 4	
		民 生	495	496	△ 1	
		衛 生	579	584	△ 5	
		労 働	69	71	△ 2	
		農林水産	965	968	△ 3	
		商 工	213	221	△ 8	
		土 木	1,013	1,038	△ 25	
	計	4,495	4,502	△ 7	(参考：人口10万人あたり職員数 243人)	
	教育部門	14,201	14,263	△ 62	○児童生徒数の減少に伴う学級減等による減 ○教育支援事務所の設置による増	
	警察部門	3,457	3,429	28	○政令定数の充足による増	
	小 計	22,153	22,194	△ 41	(参考：人口10万人あたり職員数 1,197人)	
公 会 営 計 企 業 門 等	病院	280	282	△ 2	○業務の見直し・効率化等による減	
	水道	98	100	△ 2		
	電気ほか	90	91	△ 1		
	小 計	468	473	△ 5		
合 計		22,621 [24,369]	22,667 [24,361]	△ 46 [△8]	(参考：人口10万人あたり職員数 1,223人)	

(注) 1 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	79人	718人	1,890人	2,017人	2,015人	1,931人	2,247人	2,589人	2,810人	3,156人	2,875人	294人	22,621人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部 門	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減率
一般行政	4,491	4,528	4,497	4,500	4,502	4,495	4 (0.1%)
教 育	14,621	14,508	14,339	14,360	14,263	14,201	△420 (△2.9%)
警 察	3,406	3,425	3,418	3,400	3,429	3,457	51 (1.5%)
消 防							
普通会計計	22,518	22,461	22,254	22,260	22,194	22,153	△365 (△1.6%)
公営企業等会計計	1,313	530	514	511	473	468	△845 (△64.4%)
総合計	23,831	22,991	22,768	22,771	22,667	22,621	△1,210 (△5.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査にて報告した部門別職員数です。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 9,292,129	千円 197,792	千円 807,823	% 8.7	% 8.3

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	101	千円 396,329	千円 103,191	千円 167,274	千円 666,794	千円 6,602	7,007千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (28年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
三 重 県	43.8 歳	382,428 円	592,100 円
団 体 平 均	44.5 歳	371,053 円	582,955 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,701 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,656 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (28年4月1日現在)

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 0 千円 24,675 千円	1人当たり平均支給額 6,944 千円 23,696 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		18,826 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)		186 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.5 %	99 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		1,832 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		30 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		61.4 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	38,499 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	437 千円
支給実績（26年度決算）	42,203 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	502 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		13,913 千円	231,883 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		3,411 千円	227,400 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		15,938 千円	179,079 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		10,497 千円	807,462 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		275 千円	17,188 円

（注）実績のあったもののみ掲載しています。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 5,313,604	千円 483,407	千円 561,379	% 10.6	% 4.1

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	68	千円 282,862	千円 70,573	千円 115,336	千円 468,771	千円 6,894

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
6,564千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	41.4 歳	366,958 円	577,906 円
団体平均	44.8 歳	356,575 円	544,431 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,675 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,656 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 25.55625 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 0 千円 24,675 千円	1人当たり平均支給額 6,944 千円 23,696 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		13,451 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		198 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内市町	4.5 %	69 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		193 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		8 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		33.8 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	25,187 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	434 千円
支給実績（26年度決算）	23,196 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	399 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （27年度決算）	支給職員1人当たり平均 支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人については、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		10,948 千円	248,818 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		2,312 千円	330,286 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		10,063 千円	179,697 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		8,326 千円	832,600 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ		84 千円	10,500 円

（注）実績のあったもののみ掲載しています。

(3) 電気事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 2,564,235	千円 1,055,436	千円 195,601	% 7.6	% 13.2

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	23	千円 94,763	千円 27,192	千円 40,074	千円 162,029	千円 7,045	6,903千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(28年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三 重 県	46.0 歳	414,892 円	651,100 円
団 体 平 均	44.8 歳	373,951 円	586,492 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参 考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,916 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,656 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

三 重 県	参 考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 0 千円 24,675 千円	1人当たり平均支給額 6,944 千円 23,696 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		5,127 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		223 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	1 人	20.0 %
県内市町	4.5 %	20 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		181 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		30 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		26.1 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 企業庁職員の特殊勤務手当		
特殊現場作業手当			
用地等交渉業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	7,068 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	393 千円
支給実績（26年度決算）	22,145 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	381 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		3,903 千円	243,938 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		2,202 千円	314,571 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額65,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		4,859 千円	231,381 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		3,359 千円	839,750 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		49 千円	24,500 円

休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ		7	千円	3,500円
--------	--	----	--	---	----	--------

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。

(4) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	5,393,349	74,944	2,093,751	38.8	29.2

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	281	千円 1,134,500	千円 496,738	千円 462,513	千円 2,093,751	千円 7,451	7,300千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(28年4月1日現在)

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	42.0歳	540,914円	1,301,315円
団体平均	44.7歳	568,553円	1,422,787円
事業者	—歳		—円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	43.5歳	353,843円	549,117円
団体平均	38.3歳	305,910円	485,069円
事業者	—歳		—円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	44.4歳	375,514円	599,754円
団体平均	43.7歳	351,526円	558,700円
事業者	—歳		—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,660 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,656 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (28年4月1日現在)

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 2,111 千円 20,002 千円	1人当たり平均支給額 6,944 千円 23,696 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		66,683 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)		237 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医師 (管理者が認める者)	31 %	1 人	— %
医師	16 %	18 人	16 %
上記以外の職員	4.5 %	261 人	4.5 %

エ 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		91,362 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)		346 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)		94.0 %	
手当の種類 (手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務等接触手当	各手当の詳細については、三重県のホームページをご覧ください。 病院事業職員の特殊勤務手当		
夜間看護等手当			
変則勤務手当			
病院群輪番制等 救急業務手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	70,867 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	266 千円
支給実績 (26年度決算)	66,965 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	252 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は月額 11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ		30,516 千円	214,901 円
住居手当	月額8,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家 最高 月額27,000円	同じ		13,966 千円	324,791 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額413,800円	同じ		95,069 千円	4,527,095 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 (最高 月額65,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	同じ		34,583 千円	123,071 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額26,000円＋加算額（配偶者等の住居との距離に応じて6,000円～48,000円）	同じ		696 千円	348,000 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	同じ		13,994 千円	999,571 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		85 千円	21,250 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,200円 (5時間未満 2,100円) ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき20,000円 (5時間未満 10,000円) ・常直 月額 21,000円 (勤務日数半月以下 10,500円)	同じ		20,586 千円	285,917 円

夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間において正規の勤務時間として勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		25,235 千円	198,701 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		21,201 千円	142,289 円

(注) 実績のあったもののみ掲載しています。